

第 7 0 回宇都宮市都市計画審議会議事録

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日 (木)

午後 1 : 3 0 ~

宇都宮市総合福祉センター 視聴覚室

出席委員

1号委員

菊池昭吾委員，横尾昇剛委員
相良利和委員，蟹江教子委員
大森宣暁委員，森岡正行委員 (6名)

2号委員

篠崎圭一委員，舟本肇委員
櫻井啓一委員，今井恭男委員 (4名)

3号委員

荒井忠雄委員，横田英雄委員
佐藤雅人委員 (代理) (3名)

(計 1 3 名)

欠席委員

岡田豊子委員，里村佳行委員 (2名)

出席幹事

(常任幹事)

福原悟幹事，高橋功幹事
神谷良範幹事，岡嶋清彦幹事
大根田清次幹事，青柳高行幹事
高橋裕司幹事 (7名)

(臨時幹事)

平手義章幹事 (LRTまちづくり担当参事)
篠田治幹事 (公園管理課長) (2名)

事務局

金田昌幸書記，神山浩幸書記
上田英夫書記 (3名)

《開会前》

金田書記

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

(資料確認)

金田書記

それでは、開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

資料としては、事前にお送りしております、

① 第70回宇都宮市都市計画審議会 次第

② 議案第1号「市街化調整区域の整備及び保全の方針について」

その他の案件として、本審議会に報告させていただく

③ 「都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合の基準について」

そして、本日机上配布させていただきました

本審議会に継続審議となっております立地適正化計画等に係る「地区別説明会（第3回）の実施状況について」、

雀宮地区の説明会資料

となります。

なお、議案第1号及び、その他資料1「都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合の基準について」の資料につきましては、一部内容を修正しましたので、本日机上配布させていただいたものと、差し替えをお願いいたします。

資料につきましては以上となりますが、

不足しているものがありませんでしたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

(幹事紹介)

金田書記

続きまして、本日の審議にあたり臨時幹事が出席しておりますので紹介いたします。

(自己紹介)

LRTまちづくり担当参事の平手です。

公園管理課長の篠田です。

1. 開会

金田書記

それでは、只今から「第70回宇都宮市都市計画審議会」を開会いたします。

ここからの進行は、大森会長にお願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

大森議長 本日はお忙しいところお集まり頂きまして、ありがとうございます。
ございます。

それでは、只今より、

第70回宇都宮市都市計画審議会を開催したいと思いま
す。

本日は、市街化調整区域の整備及び保全の方針について、
御議論頂くということでございますが、皆様御承知のとおり、
ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けて、大変重要
な内容でございます。本日も慎重な御審議と円滑な進行につ
いて、御協力をお願いいたします。

(会議の成立)

大森議長 それでは、はじめに、本会の成立について、事務局より報
告をお願いします。

神山書記 本日の会議でございますが、現在出席委員は13名でござ
います。これは、当審議会条例第6条にございます「審議会
は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますの
で、会議の成立を御報告いたします。

(会議の公開)

大森議長 続きまして、本日の会議の公開について、事務局から御説
明をお願いします。

神山書記 本日の議案第1号のうち資料1-2の「小学校周辺におけ
る地区計画制度の運用区域について」は、宇都宮市情報公開
条例第7条第5号に規定する意思形成過程に関する情報に該
当し、非公開情報となることから、当該審議に係る部分を非
公開としたいと思っております。

大森議長 ただいま事務局から説明がありましたが、本日の会議は、
議案第1号の資料1-2につきましては「非公開」というこ
とでよろしいでしょうか。

各委員	異議なし
大森議長	ありがとうございます。 なお、議案第1号の資料1-2につきましては審議終了後に事務局より回収となりますので、御了承ください。
(傍聴者)	
大森議長	続きまして、本日の傍聴者について、事務局より報告をお願いします。
神山書記	本日の会議につきましては、傍聴者はございません。
(議事録署名委員の指名)	
大森議長	続きまして、当審議会条例の施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、相良利和委員と森岡正行委員のお二人を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。
3. 議事	
大森議長	それでは、会議次第に従い議事を進めてまいります。 本日の議題といたしまして、議案は1件となります。 議案第1号の「市街化調整区域の整備及び保全の方針」につきましては、平成28年12月12日付、宮都第482号にて市長から諮問があり平成28年12月21日の第66回都市計画審議会に付議され、継続審議となっているものであり、継続審議として今後も引続き審議を行う予定となっております。
	それでは事務局より議案第1号のうち資料1-1の説明をお願いいたします。
(議案第1号)	
高橋幹事	市街化調整区域の整備及び保全の方針について説明いたします。説明資料をご覧ください。趣旨は、NCC具体化に向け改定に取り組む『市街化調整区域の整備及び保全の方針』についてご審議いただくものであります。この「保全の方針」につきましては、破線囲みにありますように、市街化調整区域の土地利用の方向性を明らかにし、本市の実情に応じた都市計画制度の運用を図るため、平成15年に策定したもので、

NCC具体化に向けまして、今年度末の改定に向け、取り組んでおります。経過としましては、記載の通りであります。

次に、NCC具体化に向けた市街化調整区域における取組の全体像をご説明します。

先ず(1)保全の方針について、篠井地区や富屋地区など7つの地域拠点を中心とした郊外部地域の持続性を高めるために改定することとし、その中で、ア目指す将来のまちの姿を示し、この姿を実現させるため、イにあります3つの柱により取り組むこととし、①地域拠点の利便性向上、そして地域内交通により、②地域内で拠点の利便性を共有できる環境形成、③利便性維持・向上に向け、地域拠点等に居住の誘導に取り組むとしております。

そして、(2)土地利用実現に向けた対応にありますように、このような取組により人口減少・超高齢化社会に対応した土地利用を実現するため、方策を展開することとし、アメリハリある都市計画制度の運用については地域拠点にスーパー等の立地誘導を図るための店舗床面積緩和や、地域拠点や小学校周辺に居住を誘導するため、地区計画制度を活用促進が図られるよう要件緩和、さらに移住者の自己用住宅立地基準廃止の見直しを行いメリハリある都市計画制度の運用を図るとしております。

なお移住者の自己用住宅立地基準については周知期間を考慮し、2年間の経過措置を設け廃止するものとし、地域拠点及び小学校周辺については、地区計画制度の実際の運用状況を見極めながら廃止してまいります。この見直しについては、1の経過にございますように7月に都市計画審議会により見直し案を審議いただいております。9月から地区別市民説明会を開催しているところであります。

イ施設立地等への支援制度構築・展開であります。1点目は地域拠点に店舗等の生活利便機能の立地・誘導を図るため、施設立地のインセンティブとなる民間移設の立地誘導策を構築としまして、立地適正化計画とも整合を図りながら補助制度の検討をしてまいります。

2点目は地区計画制度の活用促進に向け、行政の技術支援に加え、地域の機運醸成や検討支援など、各地域の状況に応じた活用促進につながる支援制度としまして、専門家を派遣する「アドバイザー派遣制度」や地域の土地利用構想作成に係る調査設計費の一部を補助する「土地利用構想作成支援制度」の検討を行うなど、制度を構築し方策展開していきたい

と考えております。

次に、本日の審議事項についてご説明します。

1つ目が市街化調整区域の整備及び保全の方針改定素案についてであります。資料1-1をご覧ください。「市街化調整区域の整備及び保全の方針」は今年の2月の都市計画審議会において審議いただきましたが、その後の開発許可基準や地区計画制度といった都市計画制度の検討や地区別説明会を実施する中で、より具体化・明確化してまいりました。

内容につきましては、A3の『保全の方針』の改定素案概要版でご説明します。まず市街化調整区域における少子・超高齢社会、人口減少時代の到来といった環境変化に対応する市街化調整区域のまちづくりの方針としましては、先ほどの説明した説明資料の1ページ 取組の全体像のとおりでありまして、左側イラスト 人口減少・活力低下によるバッドイメージに対し、これらに取り組むことで、右下イラスト ホワイトイメージのような将来のまちの姿を実現していきたいと考えております。

裏面をご覧ください。改定素案では、5章にありますように、市街化調整区域の7つの地域拠点をはじめとする拠点や、小学校周辺等の集落地などNCC形成や地域特性を踏まえ、より詳細に対応するため、土地利用を6つに区分し、それぞれの土地利用方針を示しております。そしてこの土地利用実現に向けまして、第6章の2にある都市計画制度の運用方針を示したところであり、主に2(1)基本方針にありますように、地域拠点は生活利便機能の誘導や居住空間の整備など、地域全体を支える拠点として定住環境の維持・向上を図ります。

小学校周辺においては、空き家活用や開発許可の適正運用により集落地への定住を促し、さらに地域自ら考える地域の活力を高める開発計画等については、地区計画の活用により、居住空間の整備など、コミュニティ維持や生活環境維持を図ります。

その運用方針としまして、先ほど説明したように①開発許可制度の適正運用として、法34条12号による店舗床面積の緩和、地区計画制度の効果的運用と併せた市街化区域等からの移住者の自己用住宅立地基準11号の見直しや、②地区計画制度の活用として、地域拠点や小学校周辺地域において地区計画制度の活用を図っていくこととしております。

また、本方針の土地利用実現には地域住民や民間事業者の

参画が不可欠でありますことから3市民との協働によるまちづくりの推進としまして、地域住民が主体的に参加しやすい環境整備、民間が事業参画できる制度・体制の充実を図ることを明記しております。それらの支援策として4その他にアドバイザー派遣や民間事業者の参入支援など、土地利用実現に向けた誘導策の検討をすることとしております。

説明資料2ページにお戻りください。審議事項(2)につきましては、後ほど説明しますので4今後のスケジュールをご覧ください。本日の、都市計画審議会を經まして、1月から保全の方針改定に関わるパブリックコメントを予定しております。

なお、このパブリックコメントに合わせまして、9月からの市民説明会におきまして、地区計画制度の仕組などについて、多くのご質問を頂いたこと、さらに、平成30年4月からの制度運用開始に向けまして、早期に制度周知、そして活用促進に向けた機運醸成に繋がる働きかけが必要なことから、市街化調整区域の13地区を対象に地区計画制度の周知を図るための説明会を予定しております。その後、3月に保全の方針改定、開発許可基準等見直し、そして支援制度を構築し、4月からの運用開始を予定しております。以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

大森議長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、御意見・御質問等ありましたらお願いします。

横尾委員 まちづくりの基本方針の中で、低炭素で環境負荷の少ないまちづくりの基本という文言が入っているが、方針の中にあまり反映されてない印象がある。そういう部分を中長期的には反映していただきたい。市街化調整区域で今後施設を誘致するとき、もしできるとしたら例えばコンビニの上に太陽光パネルを載せるとそこで市としての再生可能エネルギーの量も増える。停電が起こった時にその太陽光発電から電力を取れば自立性が高まる。災害時のレジデンシストも高くなる。宇都宮は日射量がすごく多いので、太陽光等を整備していく機会もまたどこかで組み合わせただけだと、市街化調整区域の整備というのがより付加価値が出てくる。店舗だけではなく、通常の住宅を造る時にも、難しいかもしれないが補助金も少し上乘せしてそういう取り組みを誘導するとか、この方針ではなくもっと具体的なところかもしれ

ないが、繋がっていけばいいかなという印象をもちました。

大森議長 ありがとうございました。事務局の方でただいまのご意見に対して何かございますか。

高橋幹事 確かに方針の中には低炭素に関する記載が薄いというのがあります。具体的な施策の展開につきましては、低炭素のまちづくりについては宇都宮市としても重点的にやっております。施策の中でもひとつの柱として取り組んでおりますので、施策の具体的などころもこちらの計画の方にも意識したような記載ができると思いますので調整させていただきます。ありがとうございます。

大森議長 低炭素に市全体として取り組んでいるということで、今のご意見は確かに調整区域だけの話ではないような気がします。他に何かございますでしょうか。

今井委員 資料 1-1 で先程説明いただいたコンビニ等の話ですが、どちらかというともコンビニも進出は多いが撤退もまた多い。この基準の中においてイメージ的には分かるのですが、業者側からしてマーケットエリアのところで儲かるかどうかという部分をこのように掲げるのは楽だろうと思うのですが、実際後ほど出てくるこの小学校周辺の部分も含めて、例えば大きな国道等の沿線で周りが田の中にポツンとあるようなコンビニもありますよね。ここは通過交通量が多いということで、ドライバーの方々が立ち寄って維持しているという、地域という面的な見方よりもそういう維持の仕方、戦略をもって、交通量が多く周りは何もない田の中にあるコンビニでも維持できるということもあるのだろうと理解できるのですが、そのように出店や撤退が激しいコンビニの購買エリアや購買人口等、誘導するにあたって推計や見込みというものはどのようにしているのですか。

大森議長 ご質問ありがとうございました。いかがでしょうか。

高橋幹事 今回の生活利便施設の機能というのは裏面の左上の部分、(1) 拠点で①の地域拠点、郊外部地域、市街化調整区域における拠点エリアの中にこういった生活利便施設を誘導できないかということでございます。どちらかというともコンビニに

については、現在の立地基準について基本的に維持していくということで考えております。この地域拠点の中に新たに緩和して誘導できないかと考えているのがこの表の2段目の商業ということで、スーパー、ドラッグストアを想定しております。現在スーパー、ドラッグストアをどの程度の規模のものまで誘導を認めるか、立地を認めるかというところですが、現在では大店立地法の対象とならない規模の範囲ということで店舗面積1000㎡、延床面積でいうと概ね1500㎡程度のスーパーあるいはドラッグストアを誘導できないかと考えております。今井委員からご指摘のありました、そういった市場性について、元々市街化調整区域は人口が少ないのでマーケティングとしては非常にリスクを伴う出店になる可能性はございます。この7つの地域拠点すべてに立地できるかというところと非常に可能性の低い拠点もあるかとは思いますが、そのような中でも幹線道路や国道、県道がその拠点内に配置されているような場所については、可能性があるのではないかと考えております。すべて隈なく把握したわけではございませんが、市内のスーパーの何社かから問い合わせがございまして、市街化調整区域における出店の意向を確認させていただいたところ、その拠点の何ヶ所かは検討してもいいというようなご回答をいただいております。具体的にすべてのマーケティングをリサーチしたわけではございませんが、地域郊外部のそれぞれの地域の中の拠点にサービス機能は立地させたいという考えで、まずは誘導する施設というものを位置付けたところと、一方で市街化区域の都市機能誘導区域においては今年度から誘導する施設に対して補助金を創設してスタートしておりますが、市街化調整区域の拠点についても同様な支援制度ができないかを現在検討しております。可能性としては市街化調整区域の地区の中でスーパーもドラッグストアもないようなところについて、もしかしたらそういった支援制度によって立地の後押しとなる可能性もあると考えております。いずれにしても今後も市としての支援策をあわせて検討してまいりたいと考えてございます。

今井委員

田舎という言葉が悪くて大変恐縮ですが、田舎の近くに例えばコンビニができれば地域としては利便性の部分ですごく助かると思います。よく車で移動していても、市街化調整区域内の沿道サービスとして出店したコンビニに杖をついたおばあちゃんが買い物に来ている姿を時々見ます。それはや

はりその地域に住んでいる方、しかもコンビニの利便性という部分があって地域の人も買い物に来ているのだらうなと思います。そういう意味ではすごく利便性という意味で高まっていくのだと思います。しかし、こういう表現でいくと助成金制度というのももちろんありますが、それが受け入れられて設置したとすれば、何年間かは逆に撤退できないという条件もついてくるのだらうと思うのですが、心配なのが街の中にあるマツキヨさん、具体名挙げて失礼なのですが、結構いい条件下にある位置付けのお店が3年ほどで撤退して空き家になっているのを現実的に見かけます。せっかく出店しても撤退されると逆に言えば困るという部分で、このマーケットエリアという部分は当然プロの方々ですから、考えて出店するのだと思います。そういう意味で、ぜひそうならないような誘導策というのも必要だらうし、一方では拠点①の中にこのように書いてあると、すべてにそれが可能なのだという感じで受け止められることもあるのではないかと思います。この方針を出した時にも、新聞がこのエリアにスーパーやドラッグストアが出店できるというような大きな記事がありましたが、ああいったものを見ると市民の方々が、この地区全体でこんなことが可能なのだと思って、夢と現実の差というのが現実的に出てきてしまうのではないかと思います。せっかく出店してくれたのであれば、それが永続的に地域の利便施設として維持できるような施策というものを先程言いましたように当然プロの方々ですから、とは言ってもプロの方が出店して何年も経たないうちにすぐ撤退という現実もあって、プロのマーケットエリアの経営感覚というものもよくは分かりませんが、ぜひそういう部分ではまさによく行政が使う持続可能なというものであってほしいなという要望です。

大森議長

貴重なご意見ありがとうございました。関連して7つの地域拠点というのは人口規模、世帯数はどのくらいでしょうか。おおよそで結構です。小さいとこでどの位で、最大でどの位で、大体で結構です。

高橋幹事

ばらつきはありますが、国本地区で、55ヘクタールの地域拠点の中に約1600人住んでおりました、人口密度は1ヘクタールあたり約30人です。最大は城山地区です。城山地区は沿道沿いが少し広がっており、面積は約107ヘクタールあり人口は約3000人、人口密度が1ヘクタールあたり約27人で

す。小さいところは篠井地区で地域拠点の面積が約 32 ヘクタールに対して人口約 530 人で人口密度が 1 ヘクタールあたり 16 人です。

大森議長 ありがとうございました。細かいところで質問させていただいてよろしいでしょうか。地区計画制度の活用における専門家アドバイザーの派遣というのは市の職員の方というようなイメージでよろしいのでしょうか。

高橋幹事 地区計画制度を活用する上で最終的には民間事業者の参画が不可欠であります。民間事業者が例えば市街化区域の中の開発行為のように自らが動いて地元の地権者に直接交渉して開発行為が行われるような地区計画制度の活用の仕方と、民間事業者が動かないようなところで地元の発意で開発行為をおこしていくような 2 パターンあるかと思えます。地元の方々やまちづくり組織等の団体がその地区で定住促進に向けた地区計画制度を活用したまちづくりをしたいと言った時に行政は当然支援をしますが、民間事業者と地元とのマッチングや、なかなか行政側でアドバイスできないようなところについては、民間の開発行為を手掛けるようなコンサルタントに間に入っていただいて、開発の計画をご検討、アドバイスしていただくようなことを今のところ考えております。

大森議長 ありがとうございました。他何かご質問ございませんでしょうか。

蟹江委員 第 6 章の実現に向けての 2 の基本方針の後半部分ですが、地域自らが考える地域の活力を高める開発計画等についてはというものなのですが、これは具体的にどんなものを希望しているのでしょうか。

高橋幹事 これはまさに今お話しいたしました、地元発意で地区計画を活用したまちづくりをしたいというようなことを指しております。

蟹江委員 地元の発意というのは民間業者も、あるいは地域のコミュニティといったものも全部含めてでしょうか。

高橋幹事 どちらかという地域にお住まいの方です。中には小学生

の子供の数が減っているような地区もありまして、特にそのような地区におきまして、一緒に住んでもらいたいというご意向もございまして、こういった地区計画を活用した定住促進策の動き、まさに市としてもそういったことを促進していきたいと考えております。地域自らが考える地域の活力という意味でコミュニティの維持や活力を高めるようなまちづくりについて、市としても支援していきたいと思っております。

蟹江委員 ありがとうございます。

大森議長 他にございますでしょうか。

横尾委員 23 ページ良好な景観形成ということが書かれていて、方針としてはこれで結構ですが宇都宮の郊外部分は豊かな景観、美しい風景があるので、ぜひそういうものをしっかり維持しながら整備が進めばいいと思っております。開発と景観形成という部分について、今後具体的にはどんな施策を投じていくのか。何か方向性があったら教えてください。

高橋幹事 市街化調整区域のまちづくりにおける景観形成、地区計画制度も開発行為をおこすためのひとつのツールですが、逆に環境を保全するためのルールというのもございます。例えば建物の形、高さ、色等のルールを地区それぞれに定めることができますので、その地域にふさわしい地区計画制度、その地区を含むルールになってしまいますが、そういったことは取り組んでいけるかと思えます。また、市街化調整区域でございますが、宇都宮市の観光拠点である大谷周辺についてでございますが、宇都宮市ならではの文化としての景観がありますので、市としても非常に重要な景観形成重点地区としてしっかりとしたルールを決めていきたいと考えております。これは市街化調整区域の土地利用とは少し離れたところかもしれませんが、景観施策の中で重点施策として取り組んでまいりたいと考えております。

大森議長 他にございませんでしょうか。

御意見、御質問も出尽くしたようですので、議案第1号のうち資料1-1についての審議は以上といたします。

大森議長 それでは、ここからは会議を非公開といたします。

【議案第1号のうち資料1-2について審議（非公開）】

大森議長 御意見，御質問も出尽くしたようですので，議案第1号のうち資料1-2についての審議は以上といたします。

それでは，議案第1号資料1-2の審議が終わりましたので，ここからは再び会議を公開といたします。

4. その他

大森議長 続きまして，「その他」に移ります。

「都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合の基準について」ですが，これは，都市公園法施行令の改正を受け，都市公園に設ける運動施設の割合について，条例で定める必要が生じたため，市の定める基準について本審議会に意見を求めるものであります。

それでは，事務局より説明をお願いします。

篠田幹事 その他資料1をご覧ください。

「都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合の基準について」ご説明いたします。

「趣旨」でございますが，地方分権改革の推進に伴い，都市公園法施行令が改正され，「都市公園に設ける運動施設の敷地面積の当該公園の敷地面積に対する割合」の基準について，各地方公共団体が，国の基準を参酌し，条例で定めることとなりましたことから，本市の基準の方針についてご意見を伺うものであります。

「1 政令の改正の経緯及び概要」についてであります。都市公園については，一般の人が自由に休息，散策等の利用ができるよう，オープンスペースを確保する必要があるため，これまで国において，運動施設率については100分の50を超えてはならないと，基準を定めてまいりました。

一方，国の基準による制約の中で，既存の運動施設のバリアフリー化や国際基準に対応するための改修，運動施設の新築などにより運動施設の敷地面積が増加する場合など，地域の実情や社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例が生じてきております。

このような経緯から、運動施設率の基準について、地方から国に対し規制緩和や権限移譲に関する提案がなされ、それを受け、今年の6月15日に政令が改正され、各地方公共団体は、国の基準を参酌し、運動施設率の基準を改正例の施行日から1年以内に条例で定めることとなりました。

「2 本市の整備状況」であります。本市では、運動施設率は100分の50を超えてはならないとする国の基準に従い、都市公園が市民の憩いの場となるよう緑とオープンスペースを確保するとともに、市民がスポーツに親しみ豊かさや潤いを実感できるよう、計画的に都市公園内に野球場やサッカー場、プールなどの運動施設を整備してきました。

市内には、市と県で設置した運動施設があり、市民の利用をはじめ、野球やサッカーなど様々なスポーツの全国規模の大会の開催が可能であるなど、既存の運動施設で十分対応することができるものと考えております。

また、運動施設につきましては、スロープの設置などバリアフリー化を行っており、今後も、運動施設の改修に伴い、バリアフリー化を実施する場合であっても、運動施設は、100分の50の範囲内で整備することが可能であります。

「3 条例で定める運動施設率の基準」、(1) 基準であります。本市で定める運動施設率の基準につきましては、「100分の50を超えてはならないもの」としたいと考えております。

(2) 理由であります。本市の運動施設の整備状況等を踏まえ、運動施設率につきましては、100分の50を超えることはなく、また、都市公園としての機能や役割が十分に果たされることから、国の基準を参酌し、本市の基準として採用するものです。

なお、本条例の制定は、市民に義務を課し、権利を制限するものではないことや、これまでどおりの基準を採用することから、市民生活へ直接影響は生じないため、パブリックコメントは実施しないものいたします。

また、将来、社会状況等の変化により、定める基準を上回る運動施設の整備の必要性が生じた場合には、改めて基準の見直しについて検討するものいたします。

「4 今後のスケジュール」は記載のとおりです。

なお、運動施設率につきましては、都市公園全体の面積に占める運動施設の平場面積の割合であります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

大森議長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、御意見・御質問等ありましたらお願いします。

森岡委員 条例の適用範囲は、どのようになるのですか。

篠田幹事 市が管理する都市公園に適用されます。市の管理する都市公園に県が運動施設を設置する場合は、市の条例の適用となります。

一方、市内であっても県が管理する都市公園につきましては、県の条例の適用となります。

大森議長 市が設置した都市公園が適用となるということですね。

篠田幹事 はい。その通りです。

大森議長 県内外の市町では、どのような検討状況になっていますか。

篠田幹事 現時点で栃木県内の全ての市町では、国の基準を参酌し、引き続き、市町の基準として条例で定める方向で検討していると県より伺っています。

また、中核市にも調査したところ、3市で国の基準を上回る基準を検討しており、1市は既に条例を制定しておりますが、ほとんどの中核市は、これまでの国の基準を、引き続き、市の基準として定める方向で検討しているとのことでした。

大森議長 ほかに御意見、御質問はありますか。

御質問も無いようですし、宇都宮市として何か特別な事情もなく、また、これまでの国の基準を参酌し、宇都宮市の基準を条例で定めるものであり、基準を変更するものでもないもので、問題はないと思います。

また、委員の皆さん御意見はありますか。

この件に関しては、意見はなしということで、よろしいですね。それでは、次に進みます。

次に、「地区別市民説明会（第3回）の実施状況について」事務局より説明をお願いします。

高橋幹事

「第3回 地区別市民説明会の実施状況」について説明いたします。その他資料2をご覧ください。

1 今回の地区別説明会の目的はネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた拠点形成や公共交通ネットワークの充実に関する取組について、市民理解の促進を図るとともに、市民の意見を伺うため実施するものです。

2 地区別説明会の概要であります。① 実施時期は9月中旬から約2か月かけ実施しました。② 説明会の内容としましては、別紙で雀宮地区の説明会資料を例として添付しておりますが、① ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた取り組みとして、市全体の「立地適正化計画」、「市街化調整区域の整備及び保全の方針」による拠点形成の取組やLRT整備や路線バス再編などの考え方といった公共交通ネットワークの構築について説明し、その後②にありますように地区ごとに現状、取組イメージ、将来像を示させていただきました。③ 実施状況としましては、市内の全39連合自治会単位で実施しまして、約1,000人の方にご参加いただきました。

3 地区別説明会の総括としましては2点目にありますように、各地域に即した現状や取組イメージを説明したことにより、将来を見据えたまちづくりの必要性や早急に進めてほしいとの意見を多くいただくなど、市民理解の促進が図られたと考えております。そういったことから引き続き、地区別説明会や出前講座などの様々な機会を通して、各地域における将来の土地利用や住まい方の分かりやすいイメージなどに用いて、丁寧な説明を行い、市民理解の促進と意見聴取を行いながら、NCC具体化に向けた取組を進めてまいります。

裏面をご覧ください。

4 主な意見であります。① 土地利用では居住や都市機能の誘導のため、具体的な誘導策の充実を求める意見や市街化調整区域の小学校周辺において行政と地域が協力して、地区計画制度の活用を進めてほしいとの意見がありました。また、5点目にありますように長期的な取り組みになることか

ら、今後の将来を見据えて若い方に聞いてもらったほうが良いとの意見も頂きました。(2)公共交通については地域ごとにバス再編案を示したことから運行ルートや利便性、拠点間や各施設などのアクセス性など多くのご意見を頂きました。以上で報告を終わります。

大森議長 事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、御意見・御質問等ありましたらお願いします。

大森議長 地区別に異なる資料を用意されて 39 地区で説明されたということで、大変なご苦勞をいただいたことだと思いますが、何かございますか。確かに(3)の実施状況の年齢別の割合などを見まして 60 代以上が 82%ということで、本当はもっと若い方々に関心を持っていただきたいところではございますが、平日の夜の時間帯に開催したのですか。

高橋幹事 日時につきましては各地区市民センター等を通じまして、各地域で人が集まりやすい日程と時間帯を基本は地元の方の要請に応じてセッティングさせていただきました。

大森議長 特にご意見等よろしいでしょうか。ありがとうございました。御意見、御質問も出尽くしたようですので、その他の「地区別市民説明会(第3回)について」は以上といたします。

事務局から何かございますか。

神山書記 本日の会議資料ですが、議案第1号の資料1-2は全て事務局より回収させていただきますので、御了承ください。

5. 閉会

大森議長 それでは、以上をもちまして「第70回宇都宮市都市計画審議会」を閉会いたします。長時間の御審議ありがとうございました。